

明治初期の

青山黒沢『炭焼立嘆願』

米水津古文書解読会

(故) 井上 安徳

児玉 潤子・菅野 隆光

浜田 平士・三股 廣喜

吉田 勝重・吉田齊次郎

歴史資料館所蔵『汐月三代吉旧蔵古文書』の史料の一部である。廃藩後、炭焼再開を願う黒沢から嘆願書が提出される。明治八年から西南の役を挟んで十四年まで数度の交渉が行われた。

維新後、戸籍調査を踏まえて一律の行政区画で全国再編成される中、文書にはFAXやコピーの無い時代の苦労や、時間の経過とともに、黒沢の人々の戸惑い、焦燥が見受けられる。

更に、刻々変化する上層部の役職に維新後の旧藩士の足跡が残る。

その一

御官林炭焼立御請書

第四大区二十七小區⁽¹⁾ 青山村之内黒澤

當村従来炭山稼營業仕來候處休山相成渡世方難

洪仕候ニ付炭焼立仕度段中尾喜平列江示談再三

奉嘆願候處先般炭焼不致而者生計差支候者ニ限り

一ヶ年分丈御拂下御許可ニ依而同人共金主入着手

相成難有仕合ニ奉存候然處今般外村々ヨリ苦情

申立候ニ付重松少属殿染谷史生殿御出張御説諭之

趣奉謹承候當村ニ於而者炭焼稼方營業相成候

得者毫モ他念無御坐候猶此上打續キ營業相成

候様奉懇願候依而此段御請申上候以上

明治八年九月廿四日 百姓惣代 井戸口 勘蔵⁽²⁾

同 多田 柳平

同 安藤 此平

同 汐月 惣平

同 田中 幸太郎

右立會副戸長 戸坂陽一

同 戸長 堺田兵助⁽³⁾

書面黒澤ヨリ申立之趣戸長ヨリ承り候ニ付

奥印仕候以上

區長

山名 勇記⁽⁴⁾

大分縣令森下景瑞殿

請書之趣 聞置候尤連年

營業之義者猶引続キ林木

拂下有之候様申立可遣条此段

可存事

明治八年九月廿七日

御官林炭燒立御請書

第四大區三十七區青山村立御黑澤

當村從來炭山稼營業仕未候處休山相成渡世方難
共仕候付炭燒立仕度段中尾書平兩江示談再二一
奉嘆願候處先般炭燒不致而者生計差支候者候
了年分丈御揃下御計可依而回入共金至入、者、半
相成難有仕合、奉存候然處今般外村より、苦情
申立候、付重松少屬殿時天史生殿御出張御説諭之
趣奉謹承候皆田村に於て而考炭燒稼方營業相成候
得者、也、王他念無御坐候猶比上打續キ當業相成

候様奉懇願候依而此度御請申上候以上

明治八年九月廿四日

百雄惣代

井戸口勘藏

同

弓田柳平

同

安藤比平

同

功川惣平

同

田中幸太郎

同

坂陽一

同

坂陽一

書面黑澤ヨリ由立之趣、區長ヨリ承り候、付
奥印仕候以上

區長山名勇記

大分縣令森下景瑞殿

請書之趣、聞置候尤連年
營業之義者猶引続キ林木
拂下有之候様申立可遣条此段
可存事
明治八年九月廿七日

【読み下し】

御官林炭焼き立て御請書

第四大区二十七小区青山のうち黒沢

当村従来炭山稼ぎ営業仕り来たり候ところ休山相成り渡
世方難渋仕り候に付き 炭焼立て仕りたき段 中尾喜平
列江示談再三嘆願奉り候ところ 先般炭焼き致さずては
生計差支え候者に限り 一ヶ年分だけ御払い下げ御許可
によつて同人共金主入着手相成り有難きしあわせに存じ
奉候 しかるところ今般 外村々より苦情申立て候に付
き重松少属殿染谷史生殿御出張御説諭の趣 謹承に奉り
候 当村においては炭焼稼方営業相成り候えばすこしも
他念御座なく候 なおこの上打續き営業相成り候よう懇
願たてまつり候 よつてこの段御請申上げ候 以上

明治八年九月廿四日 百姓惣代 井戸口 勘蔵

同 多田 柳平

同 安藤 此平

同 同 汐月 惣平

同 同 田中 幸太郎

右立会副戸長 戸坂 陽一

同(第二十七小区) 戸長 堺田 兵助

書面黒沢より申立ての趣 戸長より承り候に付き奥
印仕り候 以上

(第四区) 区长 山名 勇記

大分県令 森下景瑞殿

(県よりの回答)

請書の趣聞き置き候 もつとも連年営業の義はな
お引き続き林木払い下げこれ有り候よう申立て遣
わすべき条 この段存すべきこと

明治八年九月廿七日

【大意】

御官林炭焼き立て御請書

第四大区二十七小区青山村のうち黒沢

家業の炭焼きが(廃藩後)休山になって難渋している。
中尾喜平らに再三嘆願しているが、困窮しているものに
限り、一年だけ、官林の払い下げを許可され感謝してい
る。しかし他の村から苦情があり重松少属や染谷史生殿
がお出ましになり説得され謹んで承りました。一年限り
と言わずその後も営業できますよう懇願したのでよろ

しくお願いいたします。

明治八年九月廿四日

百姓惣代 井戸口勘蔵 多田 柳平

安藤 此平 汐月 惣平

田中幸太郎

右 立会副戸長 戸坂 陽一

(第二十七小区) 戸長 堺田 兵助

書面は黒沢よりの申請で、戸長より承ったので奥印する。

(第四区) 区長 山名 勇記

大分県令 森下景瑞殿へ

(県よりの回答)

請書は承知したがその後の営業の件は改めて林木

払い下げを申請するように。

明治八年九月廿七日

その二

縣租第七一九 明治十三年二月廿五日

炭焼立営業二付伺

私共儀

従来當郡當村字黒沢山大越山山口山ノ三山ニ於テ

炭焼稼營業仕来候處廢藩後休山相成一同難

洪仕候ニ付該三山炭焼立奉嘆願候處去ル

明治八年御允許いんきょ相成一同難有奉存候然ル處金

主タル幸松雄三郎(6)等着手ノ振合ニテハ金主ノ名

實全ク相違仕願主乃チ本主タル人民ノ權利ハ自

然消滅仕甚以遺憾ノ次第ニ御座候右ニ付今般雄

三郎等へ本主金主ノ區別判然相立テ營業致シ度

段穩当示談ニ及ヒ候處願主タルハ乃チ拙者共ニ

テ地方人民ハ更ニ關係無之抔意外ノ返答有之候

ニ付乃チ御廳へ出頭右之次第小野八等屬殿へ御面

話申上候處決局幸松等更ニ人民へ關係無之段申立

候ハ甚不都合云々被仰聞尔来雄三郎等モ右粗漏ノ

言陳謝仕候得ハ權利ノ在所殆ト判然仕候且内務省

御指令ニモ幸松等へ御拂下ノ文辭ハ一モ無之又御

廳ヨリ旧二十七小区十八ヶ村炭焼出願ノ砌り大越

山口黒沢ノ三山近傍ノ者從來炭焼耳ヲ以テ生計ノ一途ト致シ候者ニ限り営業ノ為メ中尾喜平列ノ者へ金主仕入申付再業相開キ候云々ノ御指令モ有之歟ニ奉存候得者今更疑念無之筈ニ候へ共本主タル人民ノ權利確定ノ上幸松等へ精々示談ヲ遂ケ双方不都合無之様營業仕度存處ニ付右願主タルノ權利何レニ存在仕候義ニ有之候歟為念奉伺候也

南海部郡青山村総代

明治十三年二月廿一日

後藤太四郎 印

汐月弥平治 印

大分縣大書記官小原正朝殿

前書ノ通申出候ニ付奥書仕候也

明治十三年二月廿二日

右戸長内田善三郎 印

右之通候也

明治十三年二月廿三日

南海部郡長齋藤利明 印

勸伺第廿四号

書面僉議之次第有之候条該炭山ニ係ル一切ノ書類取纏メ可差出其上何分可相達候事

令代理

明治十三年三月四日大分縣大書記官小原正朝 印

租明七九
 三二五九
 三二五九
 三二五九
 炭焼立營業ニ付伺
 私共儀
 恒未當即當村字黒沢山大裁山出山三山ニ於テ
 出炭樓極營業仕未考廢廢後休山相成一同難
 法仕世ニ付該三山炭焼立奉歎願共慶去ル
 明治八年即允許相成一同難有奉存世然處全
 主名幸和雄三郎等著午ノ振合云金主名實金相
 違仕願主乃々奉主名人民ノ權利ハ自然消滅世甚
 以遺憾次第ニ仰望世右府令般雄三郎等奉主金

手区別判必相立テ營業致シ度段禱當示談及
 芝慶頼主共乃子拙者共テ地方人民ハ更闔係無
 之杯意外区卷有之芝乃子中廳ハ出頭右次弟
 小野八等屬殿ハ市面話申上芝慶決局幸祐等更
 二人氏ハ闔係無之段申立芝ハ甚不都合云、彼仲間
 幸雄三郎等モ右組漏ノ言原謝仕芝得ハ權利ハ在斯
 殆ト判仕芝且内務省市指令幸祐等ハ市拂下
 ノ文辭ハ一モ無之又中廳より四十七七区十八ヶ村炭焼出願
 ノ砌り大越山古里灰、三山近傍ノ者從未炭焼耳ヲ以
 テ生計ノ一途ト致シ芝者ニ限り營業ヲ為テ尾喜平

列志金主任入申付再業相聞キ芝者ノ脚指令モ有之歟
 ニ存存炭得者令更較念申之芝芝共本主ノ人民ノ
 權利確立ノ上幸祐等ハ指シ示談ノ邊々双方不都合
 望ニ林營業仕度存慮ニテ右所主ト權利何ニ存
 在仕炭成ニ有之芝欣為念多伺炭也

南海郡青山村役代
 後藤太四郎
 明治十三年二月廿一日
 二月廿一日

大分縣大書記官小原正朝殿

前書ノ通申字渡付會書仕候也
 明治十三年三月廿二日 七戸長 内田善三郎
 右ノ通候也
 明治十三年二月廿一日 南海郡郡長 齋藤利明
 勸同第廿四号
 書面會議之次第旨之候条談炭山ニ得一切
 書類取纏可差出其上何分可相達候事
 今代理
 大分縣大書記官小原正朝

【読み下し】

縣租第七一九 明治十三年二月二十五日

炭焼立て營業に付き伺い

私ども儀 從來当郡当村字黒沢山大越山山口山ノ三山に
 おいて炭焼稼ぎ營業仕り來たり候ところ廢藩後休山相成
 り一同難波仕り候に付き該三山炭焼立て嘆願たてまつ
 り候ところ去る明治八年ご允許相成り一同有難く存じた
 てまつり候 しかるところ金主たる幸松雄三郎等着手の

振合にては金主の名實全く相違仕り願主すなわち本主たる人民の権利は自然消滅仕り甚だもつて遺憾の次第にご御候 右について今般雄三郎等へ本主金主の区別判然相立て営業致したき段穩当示談に及び候ところ願主たるは乃ち拙者共にて地方人民は更に關係これ無くなど意外の返答これあり候に付き 乃ち御庁へ出頭 右の次第小野八等屬殿へ御面話申し上げ候ところ 決局幸松ら更に人民へ關係これ無き段申し立て候は甚だ不都合云々仰聞かされ爾來雄三郎らも右粗漏の言陳謝仕り候えば権利の在所殆ど判然仕り候 且つ内務省御指令にも幸松らへ御扨下の文辞はひとつもこれ無く 又 御庁より旧二十七小区十八ヶ村炭焼出願のみぎり大越山口黒沢の三山近傍の者従來炭焼のみをもつて生計の一途と致し候者に限り営業のため中尾喜平列の者へ金主仕り入り申しつけ再業相開き候云々の御指令もこれありかに存じ奉り候えば今更疑念これ無きはずに候えども本主たる人民の権利確定の上幸松等へ精々示談を遂げ双方不都合これ無き様営業仕りたく存ずるところに付き右願主たるの権利何れに存在仕り候義にこれあり候か 念のため伺い奉り候なり

南海部郡青山村総代

明治十三年二月廿一日

後藤太四郎 ⑩

大分縣大書記官小原正朝殿

汐月弥平治 ⑩

前書の通り申し出で候に付き與書き仕り候なり

明治十三年二月二十二日 右戸長 内田善三郎 ⑩

右の通り候なり

明治十三年二月二十三日南海部郡長 斎藤利明 ⑩

勸伺第廿四号

書面詮議の次第これあり候条その炭山に係る一切の

書類取りまとめ差し出すべし 其上何分相達すべく候

事

令代理

明治十三年三月四日 大分縣大書記官小原正朝 ⑩

【大意】

(二月二十二日付 戸長名で)

以前より黒沢山・大越山・山口山の三山で炭焼きを生業としてきたが廢藩後休山となり生計に行き詰つてい

明治八年に炭焼き再開を嘆願し認可されたので有難いが、金主の幸松雄三郎たち側での行き違いがあり我々の権利が自然と消滅し大変遺憾である。

本主金主の区別を明確にして営業したいと穩当に示談に及んだが、「願主たるはつまり我々であつて地方人民は全く関係無い。」など意外の返答があり、ただちに御庁へ出頭し、右のことを小野八等属殿へ申し上げた。決局のところは幸松らが「全く人民には関係無い。」と申し立てたことは大変不都合であるなど苦言を呈したので幸松雄三郎らも右の失言を陳謝したので権利の在所はほぼ判明した。

また、内務省の御指令も幸松らへお払い下げの文言はひとつも無い。又、御庁より旧二十七小区十八ヶ村炭焼出願の際大越山口黒沢の三山周辺の者はこれまで炭焼のみで生計をたてている者に限り炭焼立再開のため、中尾喜平以下に金主となるよう申しつけ再開云々の御指令もあるかと思ひ、今更行き違いが無いよう本主たる人民の権利確定の上、幸松等へ充分話をつけ、互いに不都合であつた林営業したく思うので右願主の権利はどちらに存在するのか、念のためおききしたい。

南海部郡青山村総代

明治十三年二月廿一日

後藤太四郎 ⑩

大分縣大書記官小原正朝殿

汐月弥平治 ⑩

(三月四日、県令代理から)

検討するので炭焼き関連の書類一切を提出するよう
に。

その三

縣租一五八一号十三年五月五日

炭山之義二付願書

南海部郡青山村御官林炭焼立之義二付先般

伺書ヲ以テ上陳仕候以來日々御左右奉待候處

只今迄何タル御指揮無之固ヨリ御廳ニ於テ御

都合之次第有之候義トハ奉存甚奉恐入候得共

至急御指令被成下候様奉懇願候也

南海部郡青山村

明治十三年四月三十日

汐月弥平治

㊦

後藤太四郎

㊦

炭山之義百願書

南海部郡青山村

官林炭焼立之義我百先般

伺書ヲ以テ上陳仕以以來日々御左右侍小敷

只今迄何名御指揮立之固より御願控ラ

都合之次第有之義小敷存心奉恐入心得共

至急御指令被成下候様奉懇願也

南海部郡青山村

明治十三年四月三十日

汐月弥平治

後藤太四郎

【読み下し】

県租一五八一号十三年五月五日

炭山の義に付き願書

南海部郡青山村ご官林炭焼き立ての義に付き先般

伺い書をもって上陳仕り候 以来日々御左右待ち候とこ

ろ只今まで何たる御指揮これ無く もとより御庁においでご都合の次第これ有り候義とは存じ奉り甚だ恐れ入り奉り入候えども 至急ご指令成され下し候よう懇願たてまつり候なり

南海部郡青山村

明治十三年四月三十日

汐月弥平治

㊦

後藤太四郎

㊦

【大意】

(四月三十日、青山村から)

陳情以来、落ち着きなくお待ちしておりますが、何の沙汰も無い。県庁も事情はおありでしょうが、大変恐れ入りますが至急御指令ください。

【解説】

青山村からの嘆願書は三日後県に受理されたが県令代理の小原からの返答は十日を要し、「一切の書類」の提出を促すが具体的な指示はない。西南の役を挟んで明治十三年二度目、三度目の嘆願書が提出されたが、その後、その年のうちに更に三度、明治十四年には五度の願書が

出された。しかし、書類の不備を指摘する県、指令内容の不審を上申する青山村からの問い合わせなどが往復している。

【参考文献】

「明治七年大分縣八大区組分戸長副戸長簿」

「大分縣区戸長名簿 明治八年三月十八日改」

「県治概略Ⅰ」、「大分県史近代篇Ⅰ」、「黒沢戸籍帳」、

上浦町誌、宇目町誌、弥生町誌、本匠村誌、蒲江町誌、

直川村誌、米水津町誌、鶴見町誌、佐伯市史」

【語彙説明】

(1) 明治八年の第四大区二十七小區は池田村、長谷村、青山村、

堅田村、長良村。区长山名勇記、戸長堺田兵助、浅田健十郎、

染谷讓、藤田林策。

(2) 井戸口勘蔵 青山黒沢富尾神社社家多田盛朝次男、井戸口家に養子に入る。

(3) 堺田兵助 天保十三年～嘉永四年「御家中席帳」で御徒士。「佐

伯雜記」(増村隆也)には俵を担いで神社の石段を数往復した

逸話、他流試合に出た武勇伝が残る。

(4) 山名勇記 明治四年佐伯藩城下地図で現佐伯小学校南東に居

を構えている。「温故知新録二」 毛利家給人等出仕書上写、

御家中分限帳、「温故知新録 四」 諸御役人姓名書には赤沢

氏として登場する。養賢寺に赤沢、山名両氏の並ぶ墓所が残る。

(5) 森下景瑞 初代大分県令。旧備前藩士。

戊辰戦争に従軍。県令辞任後は黒住教副管長。

(6) 幸松幸三郎 屋号酢屋。飯県庁として自宅を提供。水没した

別府湾の瓜生島島長の子孫と言われる。

(7) 齋藤利明 明治十一年南海部郡長に就任。床木隧道の改修記

念碑に名が残る。

(8) 小原正朝 旧岡藩士。後年立党し、三代県令西村亮吉と対立。

県議、県議会議長歴任。